

「新潟県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（仮称）」
の素案に対する県民意見と県の対応

意見の反映状況	I 反映したもの	1 件
	II 一部反映したもの	0 件
	III 既に記述済みのもの	2 件
	IV 今後の検討課題とするもの	0 件
	V その他記述を変更しなかったもの	20 件

No.	県民意見	県の対応	反映状況
1	<p>名称 条例の名称について、新潟市の条例名称を議論した際は、より広く市民から受け入れてもらえるようにしようとの考えもあり、現行の名称に決めた経緯がある。現在は当時よりも、差別解消ということへの理解も広がり、かつそれは社会の構造によって作られているものとの認識も深まってきているので、差別解消の趣旨をより明確にした名称の方が良いように思う。</p>	<p>令和6年8月に開催したタウンミーティング等においても差別解消の趣旨が明確に分かる名称がよいという趣旨の意見があったところであり、「新潟県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」として議会に提出する予定です。</p>	III
2	<p>前文 「私たちは、改めて ～（中略）～ 取組を推進していかなければならない。」における「私たち」の立ち位置がわかりにくい。誰、どの立場をさしているか。 条例を作り、取組（＝政策？）を推進していく立場の人たち（＝福祉行政？）という理解でよいか。そこに県民一般は含まれるか。</p>	<p>県民一人一人が、障害の有無にかかわらず、誰もが分け隔てなく社会に受け入れられる包摂（インクルージョン）の考え方に基づく取組を推進していく必要があります。「私たち」は県民全般を示しています。</p>	V

3	<p>第1条（目的） 素晴らしい目標だと思うが、いまだに実現に至っていない現状をどのように改善されるのか。生命保持の基本である呼吸に必要な空気のバリアフリーを訴え続けて五年経過しようとしています。香害の周知すら不十分な現状である。</p>	<p>香害により化学物質過敏症等の症状が誘発され、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態ある方についても、条例の対象（障害者）となります。</p> <p>個別の障害の特性や必要な配慮については、条例解説等により県民の理解等を促進することとしており、科学物質過敏症で、洗剤、柔軟剤、アルコール消毒剤、芳香剤など、日常生活で何気なく使用している人が多いものに含まれる化学物質に接触することで苦しんでいる人についても、理解の促進等を図ってまいります。</p>	V
4	<p>第2条（定義） タウンミーティングの際の意見を反映し、(5)「障害を理由とする差別」を加えていただいたことは良かったと思います。その上で、順番として(5)を(3)として、現在の(3)「不当な差別的取扱い」(4)「合理的配慮」を繰り下げた方が定義としてはわかりやすいのではと思います。</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>	I
5	<p>第2条（定義） 障害者手帳の有無は不問という言葉が必要なのではないか。社会的障壁・不当な差別的取り扱い・合理的配慮の全てを享受出来ない化学物質過敏症患者は障害者手帳の対象ではないが、内閣府は国会で「合理的配慮の対象」と回答している。他の地方行政（県・市）では具体例として化学物質過敏症をホームページ上で提示している。少なくともキーワードの所に記載すべきではないか。</p>	<p>障害者の定義については、障害者基本法や障害者差別解消法における定義を参考にして規定しています。</p> <p>障害者手帳の有無にかかわらず、化学物質過敏症により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方についても、条例の対象（障害者）となる旨は、条例の解説等により周知してまいります。</p>	V

6	<p>第3条（基本理念）</p> <p>「(4) 社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」について、今現在行政の会議や障害福祉分野の会議が行われる際に当事者抜きで決まることがいまだにあるように感じている。</p> <p>今後条例が制定されたのちに会議などがあるかと思いますが、貴庁は当事者を交えることなどは考えているのか。</p>	<p>県では、必要に応じ障害当事者に各種会議の委員となっていたり、今後も、会議の趣旨等を踏まえながら、適宜、対応してまいります。</p>	V
7	<p>第3条（基本理念）</p> <p>「(6) 障害及び障害者の理解を深めること」について、具体的にどういった形で理解を進めていこうと考えているか。</p> <p>障害の理解という文言は当事者としても支援者としても長年耳にしてきたが、貴庁が実際に行動に移されているということは正直感じない。</p> <p>どちらかという現状維持の状態です。セミナーやイベントなどをしていくように感じている。</p> <p>今後は当事者の生の声を伝えるなど当事者ととも理解を進めていく必要もあるのではないかと感じています。</p>	<p>これまでも県ホームページや新聞等で啓発を行ってきたところですが、周知が十分に行き届いていないこともあるかと思っております。</p> <p>ご意見を踏まえ、周知方法も工夫しながら、県民等の障害及び障害者についての理解促進を更に図ってまいります。</p>	V
8	<p>第3条（基本理念）</p> <p>この理念を実現するためには、安全安心な空気が無ければ実現不可能である。</p> <p>誰もが呼吸出来る環境を整える事、その意識を持つ事をここに加えなければ意識すらされない。洗剤の成分で喘息様気道炎が誘発される事や、香料等の揮発成分で皮膚炎や頭痛、気道炎や鼻炎等を誘発する事は既知の事実であり、論文も国内外複</p>	<p>ご指摘の「空気のバリアフリー」は、洗剤や香料の成分により化学物質過敏症等の症状が誘発され、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方が、第3条第6号に規定するとおり「不当な差別的取扱いを受けることなく、また、必要な合理的配慮の提供を受け、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分</p>	V

	<p>数出されている。基本理念実現の基礎である空気のバリアフリーを加えて頂けないか。</p>	<p>野の活動に参加する機会が確保されること」と考えております。個別の障害の特性や必要な配慮については、条例解説等により県民の理解等を促進することとしており、科学物質過敏症で苦しんでいる方についても、理解の促進等を図ってまいります。</p>	
9	<p>第4条（県の責務） 既に香害で介護が受けられないケースに対し、国会答弁では「不当な扱い」という回答が有る。県は本当にここに挙げた責務を実行するつもりはあるのか。</p>	<p>香害により化学物質過敏症等の症状が誘発され、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態ある方についても、条例の対象（障害者）となります。 県は基本理念にのっとり、県の責務を果たしてまいります。</p>	V
10	<p>第5条（国及び市町村との連携等） 病院ですら入る事が出来ない程の「香害」で受診や治療を諦めている人がいる。開業医で受診を拒否された事もある。命すら守れないという事である。このような事例を無くすためにも国・市町村との連携は重要である。 また、香害によって避難所へ入れない人は化学物質過敏症だけでなく抗がん剤治療中患者や妊婦さん、喘息持ちの方等も該当し、非常食の添加物や農薬で食べられない人もいる。国や自治体と連携し、備蓄の一定数をオーガニックの物に替えていく・・・等の指導が必須であり、手洗い水確保や手洗い石鹸の無香料無添加化への移行等を指導する必要がある。母子手帳給付の際に、母子の健康と環境改善の両方を意識出来るよう香害周知を行う等、市町村との連携はますます重要になっていくと思う。実施してほしい。</p>	<p>障害を理由とする差別の解消の推進のため、国及び市町村と連携し、適切に取り組んでまいります。</p>	V

11	<p>第6条（県民等の役割） 障害者差別を生むのは人権意識の低さと情報不足に他ならない。 喘息や頭痛の誘発、生殖毒性や環境へ流してはいけないと注意書きがある成分がマイクロカプセルに入れられ、洗剤や柔軟剤として販売されています。業務用品にはGHSマークが付けられた商品が家庭用品では何の記載もなく売られている問題点を知る機会はTVだけを観ていては得られない。誰にとっても有害で、深刻な環境汚染の原因である香害を正しく広く周知する事と並行し、「香料で困る人はいても無香料で困る人はいない」という認識がスタンダードになるよう、「困っている人に寄り添い、改善に向けて一緒に考え行動する」という合理的配慮の基本的な考え方を周知する必要がある。</p>	<p>香害により化学物質過敏症等の症状が誘発され、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態で困っている方に対する合理的配慮の必要性について、県民等に対して周知してまいります。</p>	V
12	<p>第7条（不当な差別的取扱い） 条例ができたからすぐ差別がなくなるとは到底考えられない。一部で反発的な意見も出てくることと考えている。 当事者からすると差別というものは常に怖い存在として身近に感じている。 条例制定後県民に周知をしていくと思うが、どのように周知をし、理解を示していただくのか。</p>	<p>これまでも県ホームページや新聞等で啓発を行ってきたところですが、周知が十分に行き届いていないこともあるかと思えます。 周知方法も工夫しながら、県民等の障害及び障害者についての理解促進を更に図ってまいります。</p>	V
13	<p>第7条（不当な差別的取扱い） 県職員全員が障害者差別解消法の合理的配慮の本懐を理解する必要があると思う。県は現状の出来ない理由を並べるのではなく、どうやったらバリアを減らして行けるのか、何から始めるのか、まずは理解と周</p>	<p>障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮について、研修等を通して県職員の理解促進を図ってまいります。</p>	V

	知をした上で建設的な話をする、という合理的配慮の基本を学ぶ必要があると思う。		
14	第9条（相談） 化学物質過敏症の相談窓口をと要望しているが、化学物質過敏症患者が求める具体的な対応が出来ていない。	香害により化学物質過敏症等の症状が誘発され、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態ある方についても、条例の対象（障害者）となります。 障害を理由とする差別に関する相談については、県においても適切に対応してまいります。	V
15	第10条（相談支援体制の整備） 相談体制の中にピアカウンセリングというものは含まれていないのか。 まだまだピアカウンセリングを知ってもらう段階なので言葉そのものを知らない方も多くいることは承知しているが、当事者同士の共感して当事者だから分かる辛さを共有することで相談者の方の漠然とした不安や孤独感は軽減されるものと事業を通して経験している。	ご意見のとおり、障害者が相談しやすい環境整備の一つとして、障害当事者による相談は非常に重要であり、第11条において地域相談員について規定しています。 第1号の身体障害者相談員については身体障害者本人、第2号の知的障害者相談員は知的障害者の保護者が就くことを想定した制度であり、また、同条第3号においては「精神障害者をはじめとする障害者及びその家族」等を規定し、ピアサポーター等に相談を受けていただくことを想定しています。	V
16	第10条（相談支援体制の整備） 第11条（地域相談員との連携） 第12条（広域専門相談員） 他県には存在する香害や化学物質過敏症患者の支援や相談窓口、広域相談員は存在しない。 支援・窓口・相談員を含め一日も早く実現して頂きたい。	香害により化学物質過敏症等の症状が誘発され、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態ある方についても、条例の対象（障害者）となります。 障害を理由とする差別に関する相談については、県においても適切に対応してまいります。	V
17	第15条（勧告） 第16条（公表）	香害により化学物質過敏症等の症状が誘発され、継続的に日常	III

	<p>第 17 条（施行状況の把握等） 業者だけでなく、県や市町村の対応も個人の特定が出来ないような配慮の上で全て公表すべき。</p>	<p>生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態ある方についても、条例の対象（障害者）となります。</p> <p>勧告及び公表についても、条例に基づき適切に対応してまいります。</p> <p>あっせんの申立てを行うことができるのは、事業者による障害を理由とする差別に係る事案ですが、県や市町村によるものについても、第 17 条に基づき、障害者差別解消支援地域協議会の意見も踏まえ、事例の分析結果の公表等、適切に対応してまいります。</p>	
18	<p>第 18 条（啓発活動） 香害・化学物質過敏症の対応を事例に入れてほしい。香料が使われている、または香料を使っている人がいたら利用できない施設がある。重度の化学物質過敏症になると、日常生活を制限され、人と会う事もできず、健康で文化的な最低限度の生活を営む事ができなくなる。</p> <p>無香料で利用できる場の設置を、香りのバリアフリーとして進めてほしい。</p>	<p>香害により化学物質過敏症等の症状が誘発され、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態ある方についても、条例の対象（障害者）となります。</p> <p>個別の障害の特性や必要な配慮については、条例解説等により県民の理解等を促進することとしており、科学物質過敏症で、洗剤、柔軟剤、アルコール消毒剤、芳香剤など、日常生活で何気なく使用している人が多いものに含まれる化学物質に接触することで苦しんでいる人についても、理解の促進等を図ってまいります。</p>	V
19	<p>第 18 条（啓発活動） 合理的配慮の具体例を示す時には、香害による被害の具体的周知と、県職員、市職員に対する研修を行ってほしい。</p> <p>香害の被害がどれ程甚大で他人の</p>	<p>香害により化学物質過敏症等の症状が誘発され、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態ある方についても、条例の対象（障害者）となります。</p>	V

	<p>人権を奪う物か、役所で働く人達からきちんと学習して周知し、無香料化を進めて欲しい。そして学校や病院、公共施設などから香害で利用できない人を無くす為、周知活動・無香料化、空気のバリアフリーを続けて貰いたい。</p>	<p>個別の障害の特性や必要な配慮については、条例解説等により県民の理解等を促進することとしており、科学物質過敏症で、洗剤、柔軟剤、アルコール消毒剤、芳香剤など、日常生活で何気なく使用している人が多いものに含まれる化学物質に接触することで苦しんでいる人についても、理解の促進等を図ってまいります。また、県職員等に対する研修についても実施してまいります。</p>	
20	<p>第18条（啓発活動） 香害が原因で学校に通えない子どもが存在し、離職に追い込まれた大人が複数存在する。 日用品で誰かの日常を奪い、人権侵害をし、命を脅かしている事、未来を奪っている事、そして自身の健康を脅かし環境を汚染している事を、広く正しい情報と共に講習会や講演等を通じて、教職員や県職員、市町村の職員へ指導する事が重要である。</p>	<p>香害により化学物質過敏症等の症状が誘発され、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態ある方についても、条例の対象（障害者）となります。 個別の障害の特性や必要な配慮については、条例解説等により県民の理解等を促進することとしており、科学物質過敏症で、洗剤、柔軟剤、アルコール消毒剤、芳香剤など、日常生活で何気なく使用している人が多いものに含まれる化学物質に接触することで苦しんでいる人についても、理解の促進等を図ってまいります。</p>	V
21	<p>全般 化学物質過敏症であり、いたるところで曝露しており、障害の有無にかかわらず全ての県民が自分らしく生きることができる共生社会が実現する県であるならば、移住先としてふさわしいと思う。</p>	<p>化学物質過敏症により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態ある方についても、条例の対象（障害者）となります。 個別の障害の特性や必要な配慮については、条例解説等により県民の理解等を促進することとしており、科学物質過敏症で、洗</p>	V

		<p>剤、柔軟剤、アルコール消毒剤、芳香剤など、日常生活で何気なく使用している人が多いものに含まれる化学物質に接触することで苦しんでいる人についても、理解の促進等を図りながら、誰もが自分らしく生きることができる共生社会の実現に取り組んでまいります。</p>	
22	<p>全般 この案の内容や表示方法を含めて「誰もが理解し広く周知が広まるようなもの」とは思えない。 噛み砕いた優しい言葉や、理解しやすい表現、読みやすいレイアウトを、障害者目線で構成する必要があると思う。</p>	<p>条例解説や分かりやすいパンフレットなどにより、啓発活動の充実に努めてまいります。</p>	V
23	<p>全般 他県の同様の条例では、県が行う施策として、教育、就労、文化芸術、スポーツ等、さまざまな分野について細かく条文を設けている例も多いようだが、基本的には理念条例だと思うので、この素案のように、理念の柱に絞って規定する形で支障はないと思う。 条例を「作って終わり」なら、その条例に意味はない。 第4条、第5条に規定される県の責務が、最も重要で、この条例の推進力となるべきところだと思う。 今後は、条例案第18条にあるように、県民への意識啓発を、通り一遍のやり方ではなく手法を工夫しながら、力を入れてやっていただきたい。</p>	<p>基本理念にのっとり県を責務を果たすとともに、国及び市町村とも連携等しながら、障害を理由とする差別の解消に向けて取り組んでまいります。 また、啓発活動に当たっては、県民等に周知が図られるよう工夫しながら取り組んでまいります。</p>	V